

2014 年 5 月 26 日

内閣総理大臣安倍晋三様  
厚生労働大臣田村憲久様  
財務大臣 麻生太郎様  
衆参国会議員各位

全国保険医団体連合会  
会長 住江憲勇

## 有床診療所・小規模病院等のスプリンクラー等施設整備事業等の改善・強化を求める要請書

前略 国民医療の確保に関するご尽力に敬意を表します。

さて、昨年 10 月の有床診療所における火災を受けて全国保険医団体連合会では、①設置に必要な費用に対する補助金を創設するとともに、無理のない十分な期間を保障すること、②防火設備の設置、維持、更新を行うために必要な費用に対する無利子融資を創設し、返済を一定期間猶予すること、③有床診療所において夜間複数当直ができるよう、有床診療所入院基本料の引き上げ又は加算点数を新設するなど、当該費用を担保することなどを要請いたしました。

こうした中で 2014 年度予算において「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」が予算化されたことに感謝申し上げます。

しかしながら、①補助額そのものが不十分であり、②医院併設型の自宅部分には助成されない、③提出期限が 4 月 24 日までと非常に短く、④福祉医療機構におけるスプリンクラー整備等の優遇措置も不十分です。これでは、せっかくの整備事業が実効あるものとは言えません。創設いただいた有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業を実効あるものとし、悲惨な事故をなくすため、下記の点につきまして実現いただけますよう、強く要望いたします。

### 記

#### (有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業について)

- 一、2014 年度における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業予算を大幅に増額し、追加受付を行うとともに 2015 年度以降も整備事業を継続すること。
- 一、医院併設型の自宅部分についても助成対象とすること。なお、引き上げ分及び対象拡大分は遡及適用すること。

#### (福祉医療機構における医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置について)

- 一、福祉医療機構における医療施設におけるスプリンクラー整備等に対する融資については、防火設備の設置、維持、更新を行うために必要な費用に対する融資率 100%の無利子融資とし、返済を一定期間猶予すること。

以上